

## 木下ひろし豊島区議会活動報告



# 木下ひろし テキパキ通信



事務連絡

平成11年 9月 1日号 vol. 45

発行責任者：本川忠治 豊島区長崎 3-28-2

木下ひろし連絡先：TEL3554-4009 長崎3-20-5 202号

### 使用済切手など高野区長に贈呈



高野区長と石崎代表

致引へ 謝 し効会ペ寄謝の に豊濟の  
しきのま申ごた。にをイ贈と草区手島切の  
ま続雑たし協。活通ドさ引の長渡区に豊島区  
すい巾、上力。用じカれき根かしましに寄  
。ての長げ頂きま。せ内ド使いラはた。の  
の贈崎す。の呈支す。てのは用てン区 7  
ごも部した全の皆様に感 月16日に高野  
協行で、のの皆様に感 旨者区手力アに  
力をつは、しお区内諸施に感 話が事福済あ対公  
宜て、くり内おま諸施に感 話が事福済あ対公  
しお区内おま諸施に感 話が事福済あ対公  
くり内おま諸施に感 話が事福済あ対公  
おま諸施に感 話が事福済あ対公  
願す施に感 話が事福済あ対公  
い。設 話が事福済あ対公

公明豊島総支部女性局  
「ひまわりの会」

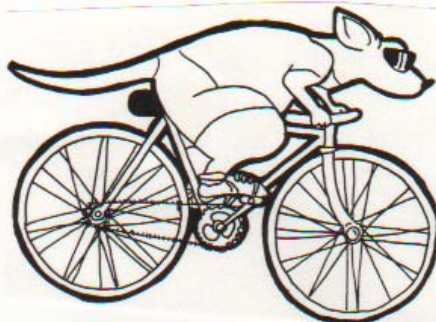
お知らせ

### リサイクル自転車販売申し込み

\*はがき申し込み期間：9/26～10/5

- ・往復はがきに氏名、年齢等記入の上区シルバー人材センターに申し込み
- ・申し込み多数の場合は抽選：100台  
1台：@ 9,000円にて11/3に販売

\*詳細は、9月25日号「広報としま」をご覧ください。



# 宗教団体の政治活動は自由！ 公明の連立参加、全く問題なし！

【憲法20条は国家(政治)の宗教への介入を禁じたもの】:政府見解で明白

① 憲法二十条「信教の自由」  
の権力を行使してはならない

## 「昭和40年政府見解」

◆(宗教者が政権につく事)それ自体が憲法に抵触するものとは解されない。政治権獲得を目指す政治活動が憲法上の政治活動の自由は憲法二十一集会、政治的言論の自由を保障する趣旨に鑑み、尊重されるべきものとする。

## 「平成6年内閣法制局長官答弁」

◆憲法の定める政教分離の原則とは、信教の自由及びその実質的権行使の場面に於いて宗教に介入する事を排除する趣旨である。宗教団体が支持した者が国政を担う事になったとしても宗教団体と中略(そのことが直ちに政教分離にもとる事態が生ずるものではない)。

”  
ためにする中傷  
を断固粉碎！”



公明党

## 【介護保険問い合わせ】

- ・区介護保険課 3981-1111 (内 2784 ~ 7)
- ・中央保健センター 3981-1111 (内 2701)
- ・西部保健センター 3974-5531
- ・アトリエ村 5965-3695
- ・南長崎在宅支援センター 3950-6920  
等区内 10 数箇所まで！



「要介護認定の受付」が  
10月1日から開始。  
介護保険制度開始に伴い、  
既に介護保険導入(来年4月)に伴い、  
介護認定申請を受け付けている方々の要  
方は、忘れずに申請して下さい。  
尚、詳細は左記の申請場下は、  
木下までお気軽に相談下さい。

## 【無料法律相談のご案内】

- ① 公明党法律相談: 毎月第1、第3木曜日 14時～ 場所=公明党控室 (区役所 4F)
- ② 区法律相談: TEL 3981-7601に申し込み 13時～ 場所=区民センター2F

皆様の声をこちらまで!! 木下自宅: 3554-4009・公明控室 3981-1428  
E-Mail アドレス: toskomei@din.or.jp(木下専用アドレスですお気軽に！)